

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年5月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ラクーンホールディングス
証券コード	3031
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー(Taiyo Pacific Partners L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャロリンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 13
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年5月8日
訂正箇所	報告義務発生日

（訂正前）

【表紙】

【報告義務発生日】

2026年5月8日

（訂正後）

【表紙】

【報告義務発生日】

2025年5月8日